

「介護保険負担限度額認定証」の交付申請が必要です

基準費用額との差額の給付を受けるには、介護保険負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。申請書に必要事項を記入の上、通帳などの写し、金融機関などへの預貯金照会の同意書を添えて直接または郵送で介護保険課または各支所市民サービス課に提出してください。なお、電子申請で申請手続きを行うことで、窓口での待ち時間がなくなり大変便利です。詳しくは市HPを確認してください。

令和6年度分の申請は7月

居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり） 8月から

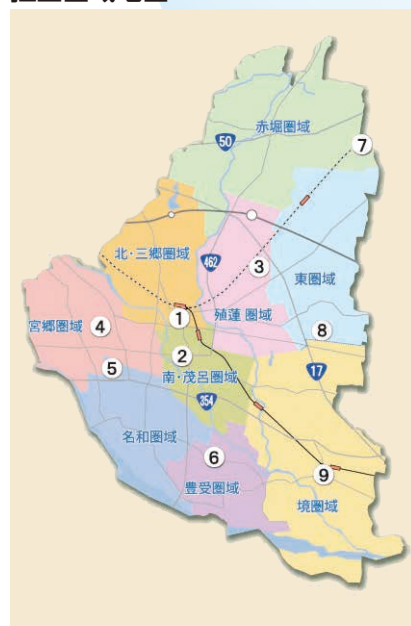
利用者負担段階	所得の状況	預貯金などの資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者など	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
2	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の人	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
3①		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
3②		前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の人	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】
基準費用額	●本人もしくは配偶者、または世帯員が住民税課税の人 ●預貯金額が一定以上の人		1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円

※（ ）内は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額

※【 】内は、短期入所生活（療養）介護を利用した場合の金額

※世帯全員には世帯分離している配偶者や内縁関係の人も含む

担当圏域地図



申請方法



高齢者相談



本庁・各支所

名称	所在地	電話番号
介護保険課 認定係 (介護認定に関すること)	今泉町二丁目410番地 本館 1階5番窓口	27-2744
介護保険課 給付係 (介護給付に関すること)		27-2743
介護保険課 保険料係 (介護保険料の納付に関すること)		27-2742
各支所		
赤堀支所 市民サービス課	西久保町一丁目64番地5	62-9792
あずま支所 市民サービス課	東町2668番地1	62-9909
境支所 市民サービス課	境637番地	74-0368

高齢者相談センター（地域包括支援センター）

担当圏域	名称	所在地	電話番号
①北・三郷	高齢者相談センター北・三郷	大手町1番地1 (美原診療所東側)	27-4548
②南・茂呂	高齢者相談センター南・茂呂	今泉町二丁目410番地 (市役所本館1階)	27-2745
③殖蓮	高齢者相談センター殖蓮	豊城町2780番地2 (特別養護老人ホーム ロータスヴィレッジ内)	27-5039
④宮郷	高齢者相談センター宮郷	連取町528番地1 (モスバーガー駐車場南西)	23-6100
⑤名和	高齢者相談センター名和	菲塚町11番地 (東風荘デイサービスセンター内)	20-7575
⑥豊受	高齢者相談センター豊受	馬見塚町1196番地1 (特別養護老人ホームゆたか内)	27-7703
⑦赤堀	高齢者相談センター赤堀	間野谷町135番地1 (介護老人保健施設旭ヶ丘内)	63-1500
⑧東	高齢者相談センター東	三室町4014番地20 (大井戸診療所西側)	75-5966
⑨境	高齢者相談センター境	境百々421番地 (鶴合病院敷地内別館西棟)	74-8039

※いずれも受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分までです

所得や預貯金などが低い人の介護施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額が介護保険から給付されます。在宅で介護を受ける人との公平性などの観点から、下表のとおり居住費の自己負担限度額の見直しが行われました。変更箇所は表の赤字の部分です。

1日（月）から受け付けます。
令和6年度負担限度額認定証の有効期限は、8月1日から令和7年7月31日までです。

※令和5年度負担限度額認定を受けている人には、6月下旬に申請書を郵送します

8月から 介護施設利用時の居住費の 自己負担限度額が変わります



市HP

介護保険制度が変わります

保険料の所得段階の細分化・介護施設利用時における居住費などの自己負担限度額

介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みである介護保険制度は平成12年度から開始されました。市の介護保険事業の運営に当たり、3年を1期として事業計画を策定することになっており、令和6～8年度は第9期となります。

本年度からの制度の主な変更点をお知らせします。

問 介護保険課（保険料係＝☎27-2742・給付係＝☎27-2743）



本市の高齢者数は一貫して増加しており、令和5年10月1日現在の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人の割合）は25・6％となりました。要介護・要支援認定者数や、介護サービスにかかる費用（介護給付費）も年々増加しています。令和7年には「団塊の世代」の全ての人が75歳以上に、令和22年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるなど、人口の高齢化はますます

本市の高齢化の状況と介護給付費

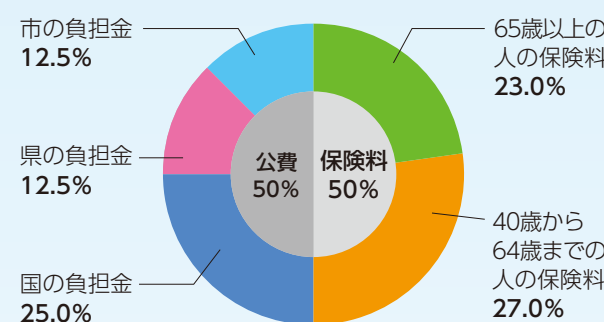
4月から 介護保険料の所得段階を変更

す進行すると見込まれています。

介護給付費の財源

介護サービスにかかる費用のうち利用者の自己負担分を除いたものを介護給付費といえます。介護給付費の財源は全国一律で50％が保険料、残りの50％を公費（国・県・市の負担金）で賄うと決められています。保険料の50％の内訳は、23％が65歳以上の人の保険料、27％が40歳から64歳までの人の保険料です。

介護給付費の財源の内訳



基準額の決め方

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{伊勢崎市で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担割合（23％）}}{\text{伊勢崎市の65歳以上の人数}}$$

所得段階と介護保険料（第9期・伊勢崎市）

所得段階	対象	割合	保険料（年額）
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計が80万円以下の人	基準額×0.285 (軽減後)	2万500円
第2段階	本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485 (軽減後)	3万4,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.685 (軽減後)	4万9,300円
第4段階	本人が市民税非課税の人	基準額×0.85	6万1,200円
第5段階	同じ世帯に市民税課税者がいる人	基準額	7万2,000円
第6段階	本人が市民税課税 本人の前年の「合計所得金額」が	120万円未満の人	基準額×1.20 8万6,400円
第7段階		120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30 9万3,600円
第8段階		210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50 10万8,000円
第9段階		320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70 12万2,400円
第10段階		420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90 13万6,800円
第11段階		520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10 15万1,200円
第12段階		620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30 16万5,600円
第13段階		720万円以上の人	基準額×2.40 17万2,800円

65歳以上の人の介護保険料は、市全体の介護給付に必要な費用などから算出された「基準額」を基にして、本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決められます。第9期の65歳以上の人の保険料の「基準額」は、介護給付費準備基金を取り崩すことで上昇を

抑制し、第8期と同じ7万2000円に据え置きます。また、より負担能力に応じた保険料設定となるよう、保険料所得段階をこれまでの12段階から13段階に変更しました。段階を区分する所得金額と基準額に対する割合が一部変更となりますが、第1段階から第3段階の保険料の軽減は継続して実施します。

介護保険料の所得段階を 細分化しました

抑制し、第8期と同じ7万2000円に据え置きます。また、より負担能力に応じた